

ブロック塀等解体事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 ブロック塀等解体事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内において、勝山市補助金等交付規則(昭和47年勝山市規則第12号)及びこの要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、避難路に面する危険ブロック塀等の除去に要する費用を補助することにより、地震災害によるブロック塀等の倒壊に伴う被害の防止及び避難経路の確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難路 市内の小学校及び中学校の指定通学路、勝山市建築物耐震改修促進計画に記載する緊急輸送道路を含む建築基準法(昭和25年法律第201号。(以下「法」という。))第42条に規定する道路、その他市長が特に必要と認める道路をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック塀及び組積造(れんが造、石造等を含み、万年塀を除く。)の塀(擁壁等の他の用途を兼ねる基礎、門扉、門柱等の附帯構造物を除く。)をいう。
- (3) 危険ブロック塀等 建築物の既設の塀の安全点検について(平成30年6月21日付け国住指第1130号。)で示されたブロック塀の安全点検のチェックポイントに基づく耐震診断の結果、危険と判断されたブロック塀等をいう。ただし、法第9条第1項又は第7項に規定する命令を受けている場合を除く。
- (4) 県産材 県内で伐採された原木を原則として県内で加工した木材をいう。
- (5) 市内業者 市内に本社本店若しくは本店となる事業者を有する法人であって、解体及び撤去等を行う資格を有する業者をいう。

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付を受けることができる(以下「申請者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 危険ブロック塀等の所有権を有する者

(2) 市税の滞納のない者

(補助対象工事)

第5条 補助対象となる工事は、市内業者が施工するもので、次に掲げる要件のひとつ以上を満たす工事であること。詳細基準は、別に定めるものとする。

(1) 避難路に面する高さ80センチ以上の危険ブロック塀等の除去工事

(2) 前号と同時に行う県産材を使用する建替え工事

(補助対象工事費)

第6条 補助対象となる工事費は、前条に掲げる補助対象工事に要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む。)とする。ただし、1メートルあたり8万円を限度とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、その内容及び金額が適正と認められる前条に掲げる規定する補助対象工事費に3分の2を乗じて得た額(1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。)とし、第5条第1号に掲げる工事を行う場合は10万円、第5条第1号及び第2号に掲げる工事を行う場合は30万円を限度に交付する。

(事前調査)

第8条 この事業を実施しようとする申請者は、ブロック塀等解体事業事前調査申込書兼判定書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、市が実施する事前調査により、ブロック塀等が危険ブロック塀等であることの判定を受けなければならない。

(1) 現況図(位置図、平面図及び立面図等)

(2) 現況写真(撤去範囲を確認できるもの)

2 市長は、前項の申込みがあったときは、現地調査等を行い、その結果をブロック塀等解体事業事前調査申込書兼判定書(様式第1号)により申込者に通知するものとする。調査の方法及び判定基準は、別に定めるものとする。

(補助金の交付申請等)

第9条 申請者は、当該補助金の交付を受けようとする工事に着手する前に、ブロック塀等解体事業補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 図面(施工前後の位置図、平面図及び立面図等)
- (2) 現況写真(撤去範囲を確認できるもの)
- (3) 見積書の写し
- (4) 納税証明書(申請年の1月1日時点で市外に住民票登録がある場合)
- (5) ブロック塀等解体事業申告書(様式第3号)
- (6) ブロック塀等解体事業事前調査申込書兼判定書(様式第1号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第10条 市長は前条に規定する申請書を審査し、その内容が適正であると認めるときは、ブロック塀等解体事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとし、不相当と認めるときはブロック塀等解体事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第11条 危険ブロック塀等の解体工事の着手は、補助金交付決定後に行わなければならない。

(申請内容の変更)

第12条 第9条の規定により交付申請した申請者は、補助事業の交付決定通知書を受けた後、事業の内容を変更しようとするときは、ブロック塀等解体事業補助金交付変更申請書(様式第6号)に同条各号に定める書類のうち当該変更に係る書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を精査した上で、ブロック塀等解体事業補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により当該申請者に通知するものとする。

(工事の中止)

第13条 第9条の規定により交付申請した申請者は、補助金交付決定後において、危険ブロック塀等の解体工事を中止しようとする場合は、ブロック塀等解体事業補助事業中止申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を精査した上で、ブロック塀等解体事業補助事業中止決定通知書(様式第9号)により当該申請者に通知するものとする。

(完了報告)

第14条 第9条の規定により交付申請した申請者は、工事が完了したときは完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月1日のいずれか早い日までに、ブロック塀等解体事業完了報告書(様式第10号)に次の掲げる書類を添えて、市長に提出し、その審査を受けなければならない。

(1) 請負契約書の写し

(2) 領収書の写し

(3) 木材納入証明書(様式第10—2号)

(4) 工事写真(施工前及び施工後)

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第15条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の審査を行った後、行うものとする。

2 申請者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、ブロック塀等解体事業補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助金の交付を受けた者で、次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 申請書及びその他の提出書類の内容に偽りがあったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。